

麻薬小売業者間譲渡許可に係る基準

○麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年三月十七日法律第十四号）

（略）

（譲渡し）

第二十四条

麻薬営業者でなければ、麻薬を譲り渡してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（略）

1 1 麻薬小売業者は、麻薬処方箋（第二十七条第三項又は第四項の規定に違反して交付されたものを除く。）を所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

1 2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けて譲り渡すときは、適用しない。

一 麻薬小売業者が他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合 都道府県知事

二 （略）

（略）

○麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年四月十八日厚生省令第十四号）

（略）

（麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例）

第九条の二

二以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十二項第一号の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。

一 いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること

イ 共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方箋により調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき

ロ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から九十日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第二十四条第十一項若しくは第十二項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡の日から九十日を経過したものを保管しているとき

二 いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること

2 前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号の二様式）をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
 - 二 麻薬業務所の名称及び所在地
 - 三 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間
 - 四 いずれの申請者も、前項第一号イ又はロに掲げる場合に限り、麻薬（同号ロに掲げる場合にあつては、当該麻薬に限る。）を譲り渡す旨
 - 五 当該申請を行う麻薬小売業者を代表する者（第六項及び第七項において「代表者」という。）を置く場合は、その氏名（法人にあつては、その名称）
- (略)

○麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和四十二年九月十三日規則第四十六号）
(略)

(麻薬小売業者間譲渡許可に係る申請書等の部数)

第四条の三

省令第九条の二第一項の規定による申請又は同条第六項若しくは第八項の規定による届出に係る書類（麻薬小売業者間譲渡許可書を除く。）の提出部数は、正本一部及び当該申請又は届出に係る麻薬小売業者の数と同数の副本とする。

(略)

○麻薬小売業者間譲渡許可の審査基準について

麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項の規定に基づき、麻薬小売業者間譲渡許可制度が適切に運用されるよう、本許可について以下のとおり審査基準を定める。

- 1 共同して許可を取得する麻薬小売業者は、10業者以内とする。ただし、同一市町村内の麻薬小売業者で共同して本許可を取得する場合は、この限りではない。
- 2 共同して許可を取得する各麻薬小売業者間の移動時間は、それぞれ1時間以内であること。
- 3 同時期に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないこと。